

2019年へのディベート講座

竹久真也

今日話したいこと

1. スケジュールの組み方・考え方
2. リサーチの仕方・進め方
3. ブリーフ(原稿)の作り方
4. 議論の考え方

今日話したいこと

1. スケジュールの組み方・考え方
2. リサーチの仕方・進め方
3. ブリーフ(原稿)の作り方
4. 議論の考え方

スケジュールの組み方

- 論題発表から大会までの期間は最大でも20週間程度。
- 学業・仕事・その他のプライベートな予定などとの兼ね合いを考えると、準備期間は決して長くない。
- 効率よく試行錯誤をするためにも、シーズンの初期に大まかなカレンダーを書いた方が良い。

大会	論題発表時期	大会開催時期	準備期間
ディベート甲子園 地方大会	3月初旬	6月末～7月初旬	120日(17週間)
ディベート甲子園 全国大会	3月初旬	8月初旬	150日(21週間)
JDA(春)	1月初旬	3月初旬	60日(8週間)
JDA(秋)	8月初旬	10月末～11月初旬	90日(13週間)
CoDA全日本(秋JDAと論題が同じ場合)	8月初旬	12月初旬	120日(17週間)

秋JDAのスケジュールイメージ

1. 初回の練習試合は早いタイミング

試合をすることで議論やリサーチの方向が定まることが多い。「リサーチが進んでからやろう」は負けパターン。

2. 練習試合のやりすぎを避ける

改善をする時間が取れなくなるほど入れるのはやめる。JDAならシーズンあたり15~20試合が目安（筆者の場合）。

3. プライベートや体力も考慮する

シーズンは長丁場なので、「無理すればできる」という考え方だと乗り切れない。学生であれば学事予定は重要。

日付	イベント	ポイント
8月8日	論題発表	
8月13日	チーム結成	
8月15日	キックオフ	このタイミングでカレンダーを作成
8月26日	練習試合(自主開催)	初回の練習試合を早めにして原稿を作ってみる
9月16日	打ち合わせ	
9月17日	練習試合	あらかじめ決まっていた練習会
9月30日	練習試合	あらかじめ決まっていた練習会
10月7日	練習試合	あらかじめ決まっていた練習会
10月8日	打ち合わせ	
10月14日	練習試合(自主開催)	ややチームを絞って厳しい試合を経験することが目的
10月20日	打ち合わせ	
10月21日	練習試合	あらかじめ決まっていた練習会
10月28日	練習試合(自主開催)	大会直前に本番に近い議論を試すのが目的
11月3日	大会前打ち合わせ	
11月4日	大会	

※グレーアウトしたのは当初カレンダーにはなかった予定

練習試合セッティングのポイント

1. 練習試合ごとに目的を決める
2. 試合相手とジャッジに早く声をかける
3. 必ず試合後に反省の時間をとる

練習試合の目的の例

1. **シーズンの感覚をつかむための試合（シーズン初期）**
シーズン初期はどのような議論が有効か、どのような試合になるか定まらないので、大きな方向性をつかむために行う。
2. **特定の議論を試すための試合（シーズン中期）**
自分たちの議論が、意図通りに機能しているか、どの点が改善ポイントかを調べるために行う。確認したい点については、ジャッジや相手に必ず質問する。自主開催の練習試合なら、フィードバック時間を長めに取るなども有効。
3. **試合になれる、調整するための試合（大会直前期、初心者）**
ある程度議論を固めた上で、実際に試合で実現可能か、どの程度のペースのしいになるかなどをチェックするために行う。また、「2立ははじめて」など、試合形式になれるために行う。

練習試合別の変遷例

1. 「シーズンをつかむ」→「議論を試す」→「大会に向けて調整する」という推移でシーズンを構成している。
2. 自主開催でジャッジを呼べなかったのが今回の反省点（JDAの敗因でもある）。

日付	イベント	AFF	NEG	コメント
8月26日	練習試合(自主開催)	冤罪+人権	世論	早めにまず試合をしたかった
9月17日	練習試合	冤罪+人権	世論	
9月30日	練習試合	冤罪+人権	世論+抑止(2NC)	他チームを見てShephardなど統計を掘り下げる必要に気づく
10月7日	練習試合	冤罪+人権	世論+抑止(2NC)	1ARで抑止に対応する想定に限界があることに気づく
10月14日	練習試合(自主開催)	人権+冤罪(2AC)	世論+抑止(2NC)	世論は投票理由にならないと諦める
10月21日	練習試合	人権+冤罪(2AC)	応報刑+抑止(2NC)	抑止にメタアナリシスを加えることで悪くない感触を得る
10月28日	練習試合(自主開催)	人権	一般抑止+反社会勢力(2NC)	人権に絞って勝ち筋を決める / 抑止一本で投票理由を増やす
11月4日	大会	人権	一般抑止+反社会勢力(2NC)	

試合相手とジャッジに早く声をかける

1. いい人の予定ほど早く埋まる

良いフィードバックをくれるジャッジ陣、優勝候補の選手ほど、予定を組むのも誘われるのも早い。他の予定で埋まってしまってからでは遅い。

2. 色々なフィードバックをくれる人を呼ぶ

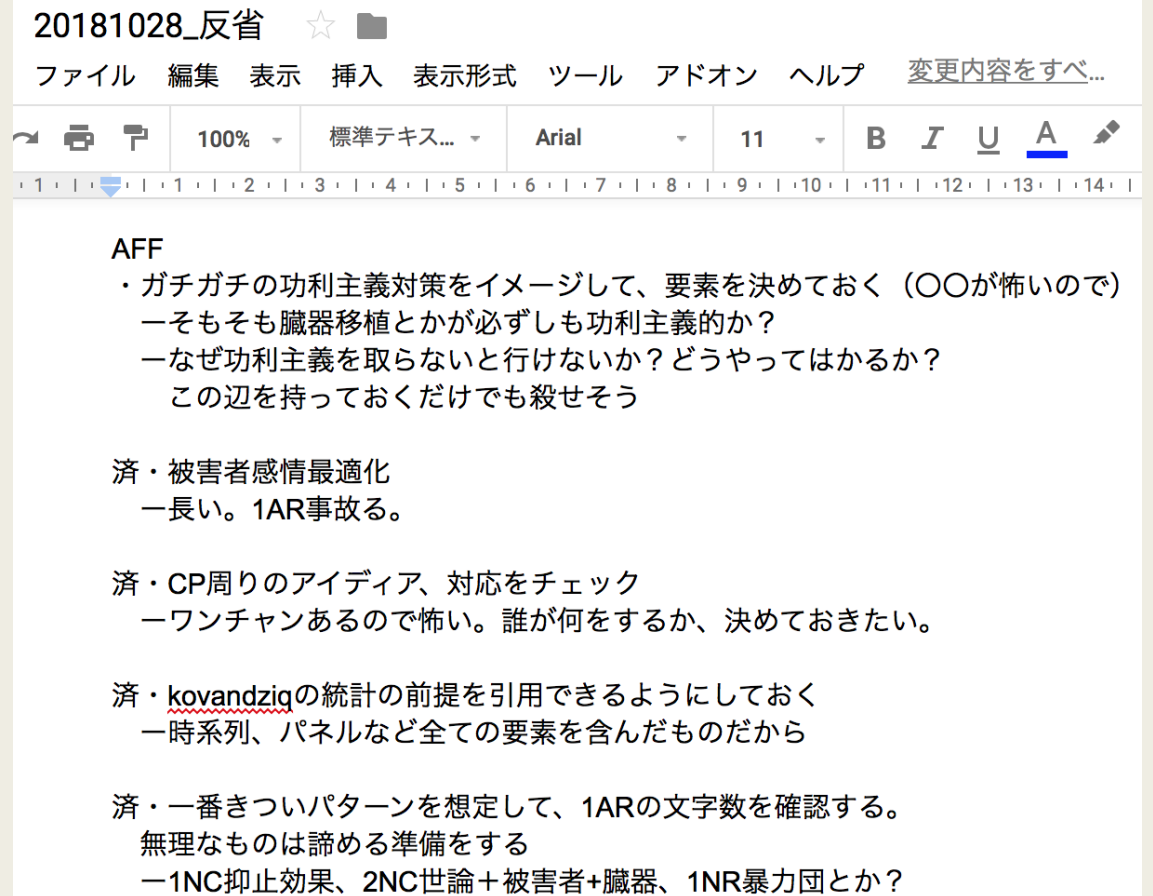
試合相手、ジャッジのどちらも、いろいろな人から実際にコメントをもらうことが大切。自分たちの内輪の論理を進めると、大会当日全く議論の取られ方が違うということがよく起きる。

3. 怖気付かずに声をかける

「今の自分の準備/実力では…」といった理由で怖気付いていても上手くはない。特に知り合いが少ないといった時には、積極的にネットワークを作る、関わりを持つ動きが重要。

必ず反省の時間を取る

1. 練習試合をやっただけでは絶対に改善しないので、何ができたか、できなかったか、次に何をすることを明らかにできるようにする。
2. 筆者の場合、右のようなメモを練習試合の終了後1~2日で作り、チームですり合わせるようにしている（試合の時以外でもこういうメモを作ると役に立つ）。



20181028_反省 ☆ ■

ファイル 編集 表示 挿入 表示形式 ツール アドオン ヘルプ 変更内容をすべ...

100% 標準テキスト... Arial 11 B I U A

AFF

- ・ガチガチの功利主義対策をイメージして、要素を決めておく（〇〇が怖いので）
 - ーそもそも臓器移植とかが必ずしも功利主義的か？
 - ーなぜ功利主義を取らないと行けないか？どうやってはかるか？
この辺を持っておくだけでも殺せそう
- 済・被害者感情最適化
 - ー長い。1AR事故る。
- 済・CP周りのアイディア、対応をチェック
 - ーワンチャンあるので怖い。誰が何をするか、決めておきたい。
- 済・kovandziqの統計の前提を引用できるようにしておく
 - ー時系列、パネルなど全ての要素を含んだものだから
- 済・一番きついパターンを想定して、1ARの文字数を確認する。
無理なものは諦める準備をする
 - ー1NC抑止効果、2NC世論+被害者+臓器、1NR暴力団とか？

余談：準備における作業環境

- ブリーフ作成、管理：GoogleDrive（同時編集できるのが便利）
- メモの作成、共有：GoogleDrive（Evernoteなども便利）
- コミュニケーション：Line,FBMessenger（slackなどでも良いと思う）
- 大事なポイントは、チームメンバー全員が使いやすいこと、チーム全体で作業環境がバラバラで情報共有しにくい、といった状態を防ぐこと。

今日話したいこと

1. スケジュールの組み方・考え方
2. リサーチの仕方・進め方
3. ブリーフ(原稿)の作り方
4. 議論の考え方

リサーチにおける「幅」と「深さ」

1. リサーチの「幅」
議論すべき論点（メリット、デメリット、トピカリティ、カウンタープラン）などについて、網羅されていること。
2. リサーチの「質」
特に試合において重要な争点について、競り勝てるレベルで必要な項目が検証されていること。単純な量ではなく、想定される相手の議論との兼ね合いの上で、勝利できる情報を持っていることが重要。

質の良いエビデンスとは何か？

1. 理由づけがはっきりしている
2. 結論(から導けること)と言いたいことがしっかり繋がっている
3. 類似した論点での他のエビデンスからの批判に耐えられる
 - ✓ T/A的なエビデンスに対して優位性を持っている
 - ✓ 似たような事例だが逆になっているものに競り勝てる

リサーチの大きな流れ


1. 調べたいトピックの信頼できる入門書/サーベイ論文を読む
「比較的新しく」「索引や引用がしっかりしていて」「著者がその領域で学術的な（あるいはそれに類する）成果を上げている」ことを目安に選ぶと良い。変にわかりやすくしたものより、ちゃんとしたものを読む方が結果的に楽。
2. 1で言及されている論文・書籍・研究者を追う
論文・書籍を読みながら、次に読むべきリストをメモとして作りながら読むと良い。
3. 2で見つけた論文についてさらに関連する論文を追う

※その他、シーズンで必要になったら個別に調べる。

研究者を追ってみよう

1. 研究者の名前などで検索すると、その方の業績一覧(英語の場合CV,VITAなどとかいてある)のページある。そこをみると、関連している他の研究もわかりやすくて便利。
2. 日本語の場合、研究者のページがない場合もあるが、その場合はCiniiの著者名検索などで代用すると良い。

criminology



About Me

Dr. Tomislav Kovandzic is a faculty member in the S courses on research methods, statistics, gun control of research interest are gun control, crime policy, an

Contact Info

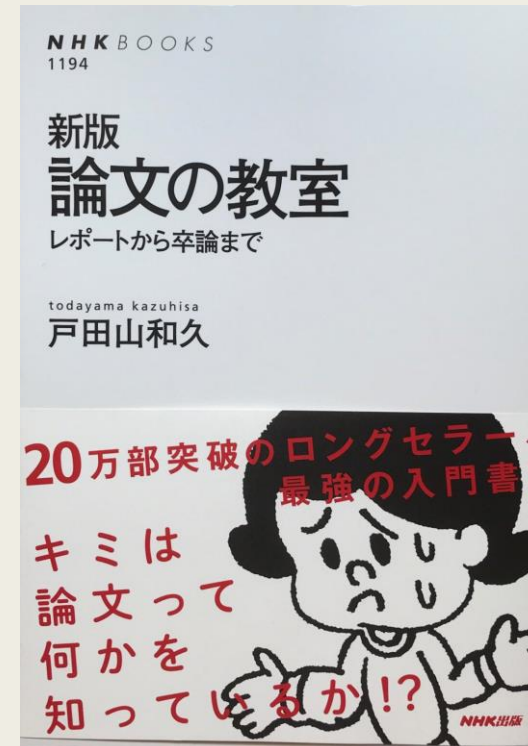
E-mail: tkovan@utdallas.edu
Home Page: <http://www.utdallas.edu/~tvk071000>
Office Phone: (972) 883-6847
Fax: (972) 883-6572
Office: GR 2.116 (Green Hall)

Mail Address:
Dr. Tomislav V. Kovandzic
University of Texas at Dallas
School of Economic, Political, and Policy Sciences
800 W. Campbell Rd. GR31
Richardson, Texas 75080-3021

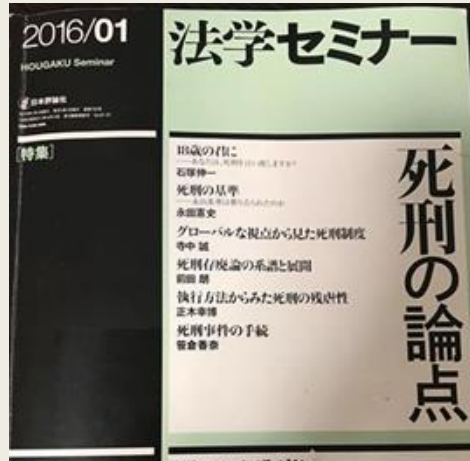
<https://www.utdallas.edu/~tvk071000/>

論文はちゃんと読もう

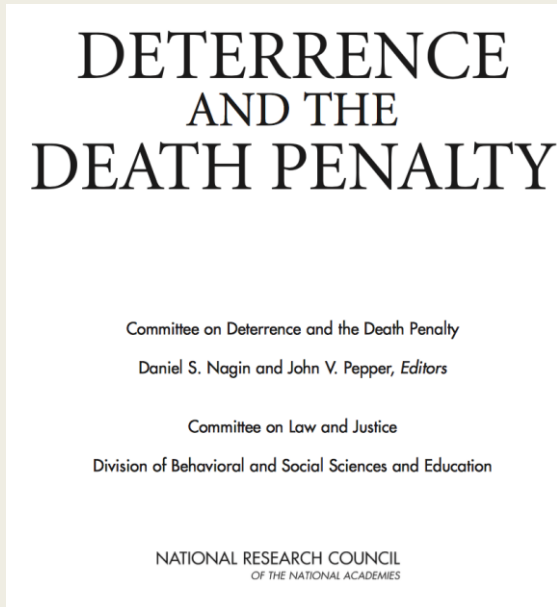
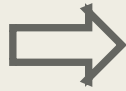
1. 論文は一定の構造に従って書かれており、その構造を理解してから読むと非常に生産性が高くなる。
2. 例えば、「先行研究の要約」部分は関連研究を読むのに役立つし、「先行研究の問題点の指摘」「研究の限界」についての記述はそのまま反駁になり、「この研究の優位性」と言った項目はエビデンス比較の材料になる。構造を理解するためにも、右のような書籍を読んでおくのがオススメ。



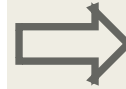
死刑論題での実証分析をおっかけた例



<https://ci.nii.ac.jp/ncid/AN10334010>



<https://www.law.upenn.edu/live/files/1529-nagin-full-reportpdf>



Joanna M. Shepherd

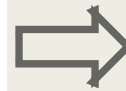
Professor of Law

Areas of Expertise

Analytical Methods, Law and Economics, Judicial Behavior, Torts, Health Policy

Curriculum Vitae

<http://law.emory.edu/faculty-and-scholarship/faculty-profiles/shepherd-j-profile.html>



NACI MOCAN

Orurso Distinguished Chair of Economics
Research Associate, National Bureau of Economic Research (NBER)
Research Fellow, Das Institut zur Zukunft der Arbeit (Institute for the Study of Labor) (IZA)
Affiliate, TUSIAD-Koc University Economic Research Forum (ERF)
Associate Editor, Journal of Labor Research
Associate Editor, Journal of Population Economics

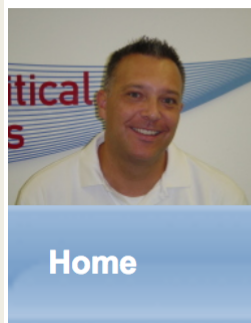
Google Scholar Citations

TEDx Talk

Research Interests

Labor Economics, Health Economics, Law and Economics

<http://www.bus.lsu.edu/mocan/>



About Me

Dr. Tomislav Kovandzic is a faculty member in the School of Management courses on research methods, statistics, gun control, etc. His research interests are gun control, crime policy, and deterrence.

Contact Info

E-mail: tkovan@utdallas.edu

<https://www.utdallas.edu/~tkv071000/>

今日話したいこと

1. スケジュールの組み方・考え方
2. リサーチの仕方・進め方
3. ブリーフ(原稿)の作り方
4. 議論の考え方

ブリーフの作り方

1. 大まかな論点ごとに、ダウト（口頭の反駁）まで含めて議論を作っていく。
2. まず長めで丁寧な文章で原稿を書いてから、少しずついらぬ部分を削り、有線順位を決めておく。右図ではグレーアウトしているところは時間がなければ読まなくていいもの。
3. よくあるダウトも一度原稿を書いてみることで、劇的に文字数を削減できる。
4. 決まっている論点を思考時間を使わずに処理することで、試合の中で出た重要なポイントに専念できる。

VS 生命権①（生命権は制限できない）1150文字

__点目。なぜ、彼らの基準に従わなければならないのか不明です。そもそも日本における他の刑罰においても、こうした二重の基準論に基づいて判断されているのか証明がありません。

__点目。憲法解釈上、死刑の存置は憲法に反しないという解釈が一般的です。

国立国会図書館 間柴 2009年¹

学説の多くは、死刑制度を合憲と解している。これらの説は、憲法第31条が「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定しているところ、その反対解釈により、法律の定める手続によれば、生命を奪われる刑罰、すなわち死刑を科せられる、と解釈できるとする。

最高裁判所も、犯罪の予防のためであれば、合憲だと結論しています。

最高裁判所 昭和23年の判決文より引用。²

言葉をかえれば、死刑の威嚇力によって一般予防をなし、死刑の執行によって特殊な社会悪の根元を絶ち、これをもつて社会を防衛せんとしたものであり、また個体に対する人道観の上に全体に対する人道観を優位せしめ、結局社会公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性を承認したものと解せられるのである。

もし時間がなかったら：

最高裁判所の昭和23年の判決でも、犯罪の抑止や規範の形成という公共の福祉のためであれば、死刑は合憲だと判断しています。

死刑制度自体は憲法違反ではありません。肯定側は憲法理念をより実現すべきと言うかもしれませんが、違憲でない範囲でなお、憲法の理念を実現すべき理由と、実現する重要性を示すべきです。

__点目。公共の福祉による制限が認められなくても、被害者の尊厳を評価するため、死刑制度を存置すべきです。

上智大大学院 中村 2018³

また、もし命を奪うことが尊厳を尊重しないことになるのだとしたら、正当防衛として犯人の命を奪うことですから、この犯人の尊厳を貶める行為だということになってしまうが、これはおかしいことである。なんの理由もなしに生命を奪うことは尊厳を尊重しないことになるだろうが、正当な理由に基づき生命を奪うことは、尊厳の尊重と両立するのである。そして表現的応報理論によれば、死刑はまさに被害者の尊厳を表現するという正当な理由に基づいて加害者の生命を奪うと想定されているのであり、加害者の尊厳を否定するから命を奪うわけではないのである。

生命は非常に重大です。だからこそ、犯罪によって失われたら、その価値と均衡するのは加害者の生命だけです。そうでなければ、被害者の失われた生命よりも、加害者の生命の方が大切ということになります。被害者の尊厳を尊重するため、死刑は正当化できるのです。

間柴泰治『死刑をめぐる論点—死刑存置論と死刑廃止論—』2009

<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0651.pdf>

中村信隆『<研究論文(原著論文)>死刑は加害者の人間としての尊厳を否定するものか—表現的応報理論の立場から—』2018

https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/233621/1/cap_10_1.pdf

文字数最適化の例

ほぼ同じ内容を75%くらいの分量に削減。20~30秒程度の時間を節約。

VS 冤罪（重要性）880文字

__点目。仮に誤判の可能性があったとしても、誤判は全ての刑事裁判につきものであるため、死刑制度を廃止すべき理由とはなりません。彼らは生命は失われたら取り返しがつかないから、他の刑罰とは違うと主張するかもしれませんが、取り返しがつかないのは懲役刑も同じです。誤判による懲役によっても、失われた時間は取り返しがつきません。補償すれば良いともいうかもしれませんが、補償をして解決するという訳でもありません。したがって、なぜ生命だけが取り返しがつかないのか説明しなければ、死刑と他の刑罰が違ふと評価すべきではありません。

__点。誤判のリスクがあるから、制度を廃止するという行為はオーバーアクションです。日本が取るべき政策は、死刑制度の廃止ということではなく、誤判を避けるための制度を構築することです。例えばアメリカでは、専門家の立ち上げた組織が冤罪を晴らす取り組みを行うイノセンス・プロジェクトによって多くの冤罪が明らかになっており、さらに刑事司法改革に繋がっています。

成蹊大学 指宿（いぶすき） 2016¹⁴

イノセンス運動は、個々のえん罪を訴える人に対して無償で専門家の援助を与えられるような仕組みをつくった。しかしそれだけではなく、そうした人たちが多数救済されることによって、えん罪救済のための情報やノウハウの共有が可能になり、経験の積み重ねによる効率的な事件の救済ができるようになった。さらに誤判・えん罪の原因の究明が進んだ。このようにイノセンス運動は個々の事件を越えて刑事司法全体へインパクトを与え、大きな変革をもたらしたといえる。

このプロジェクトでアメリカでは、多くの人々が救われています。

立命館大学 教授 稲葉 2017年 光行¹⁵

イノセンス・プロジェクトのホームページでは、2017年11月現在、全米で351人のえん罪がDNA鑑定で証明されたことが紹介されています。また、このうち150件では、真犯人が見つかっています。さらに、死刑が確定した後に実は無実であったことが証明された人の数は20人に上ります。

VS 冤罪（重要性）650文字

__点目。誤判は全ての刑事裁判につきものです。そして、生命と同じように、懲役刑でも失われた時間は取り戻せず、金銭や謝罪などで取り返せません。なぜ、死刑だけが特別に廃止されるべきか、証明がありません。

__点。冤罪に対しては、死刑の廃止ではなく、誤判を防ぐ仕組みで対処すべきです。例えばアメリカでは、イノセンス運動という取り組みで多くの冤罪が明らかになりました。

成蹊大学 指宿（いぶすき） 2016¹⁵

イノセンス運動は、個々のえん罪を訴える人に対して無償で専門家の援助を与えられるような仕組みをつくった。しかしそれだけではなく、そうした人たちが多数救済されることによって、えん罪救済のための情報やノウハウの共有が可能になり、経験の積み重ねによる効率的な事件の救済ができるようになった。

このプロジェクトでアメリカでは、多くの人々が救われています。

立命館大学 教授 稲葉 2017年 光行¹⁶

イノセンス・プロジェクトのホームページでは、2017年11月現在、全米で351人のえん罪がDNA鑑定で証明されたことが紹介されています。（中略）¹⁷さらに、死刑が確定した後に実は無実であったことが証明された人の数は20人に上ります。

このように、死刑廃止以外の手段で十分に問題が解決できます。

__点目。デメリットの深刻性の通り、死刑があれば予防された犯罪の被害でなくなる人の命も、無辜の生命です。どちらも大切に取返しが付かないなら、量で決めるべきです。冤罪は数百件に1件と、死刑の抑止効果は執行一つで数件と、量の観点では否定側が勝ります。

大事にしている考え方

スピーチのちょっとした言い回しや表現って、すごく大事だと思います。用語の選択や、語尾の少しの違いでも、積み重なると、結構な時間の差になるはず。ちょっと気をつけるだけで、軽く30秒くらいの違いにはなりません。30秒あったら、エビデンスがもう一枚読めるかも知れない。それがターンのエビデンスだったりしたら、勝敗を分けることになるかも知れない。別に読むエビデンスがないなら、その分読むスピードを落とせば、ポイントが上がるかも知れないし、ジャッジの理解度も上がるでしょう。私にとって「試合に勝つために必要な事以外は一言も喋らない」スピーチが、最も美しく感じられます。

<http://blog.livedoor.jp/geniocrat/archives/50991192.html>

Tabula rasa 2006年12月03日 『スピーチのムダ取り』

今日話したいこと

1. スケジュールの組み方・考え方
2. リサーチの仕方・進め方
3. ブリーフ(原稿)の作り方
4. 議論の考え方

はじめに

- なぜ、同じ試合を見てジャッジの判定が異なることがあるのか？
 - ジャッジが意識的/無意識的に議論の内容に解釈を加えているから
 - 議論の優先順位
 - 議論に対する介入（採用の有無）
 - 価値基準 等

✓ ジャッジは完全なTabula rasa足り得ない

はじめに

- ジャッジの介入に対し、ディベーターは無力なのだろうか？
 - ジャッジには説明責任があるため、議論によって介入の度合いを制限することができる
 - 資料でAと言っていたのに採用しない場合
 - Bという比較が行われていたのに無視する場合
- ✓ 論理によってジャッジの介入度合いを操作しよう

余談

- ジャッジの差異はなぜ現れるのか？

- 人生観、ディベート観、バックボーン 等
 - 功利主義的な考えを重視する
 - 合理的経済人の仮定が強い
 - 行政の正統性などを重く考える 等

✓ 資料解釈～判定にいたるまで、その人の人となりが見え、ジャッジングを規定する

はじめに

- ジャッジは迷わないのか？
 - 判定を出すときはいつでも恐れを感じるし、緊張している
 - 見落としている議論はないか？
 - どちらかのサイドに過剰に有利な介入を行っていないか？ 等
- ✓ 迷い、緊張しているジャッジの背中を
押すような議論を目指そう！

判定の進行イメージ

※個人差があります

1. 主要な争点の洗い出し
- ↓
2. 争点ごとの個別の決着
- ↓
3. プラン前後の変化の見積もり
- ↓
4. 価値判断 (= 結論)

主要な争点の洗い出し

- 展開された議論を眺めながら、投票に大きく関わる争点から優先的に考える
 - 例えば…
 - 解決性の実証分析に関する反証資料の比較
 - 深刻性に対して提出されたT/A 等

- ✓ どこを争点にするべきという段階から、戦いは始まっている

争点ごとの個別の決着

- 争点について、比較検討しながら決着をつける
 - 比較の参考にするもの
 - 資料の年号や実証方法など内容に関する比較
 - 他争点の結論を援用する交差適用
- ✓ 特に勝敗に直結する争点で競り勝つことが重要

プラン前後の変化の見積もり

- 個別争点の結論を参考にしつつ、全体としてプラン前後の変化を検討する
 - 具体的に言うと…（例えば死刑論題だったら）
 - 犯罪がどのくらい増えるのか、抑止効果と残認化効果を比較して結論を出す
 - 冤罪被害者の救済がプランによって行われるのか結論を出す

✓ 感覚的には、この段階で決着がついている試合が全体の7～8割を占める

価値判断

- プラン前後の変化で決着がつかない場合に、異なるメリット・デメリットを比較する
 - 例えば…
 - 失業 VS 経済効率化
 - 犯罪抑止 VS 人権
 - 環境 VS 経済成長 等
- ✓ 価値判断は「神々の戦い」になることが多く、運も影響しやすい（運命力が必要）

疑問再考： なぜ判定が割れるのか？

- 判定の各ステップごとに、ディベート内に結論が無いときには、ジャッジが介入しているから
 - 具体的には…
 - どの争点を重視して判定すべきか
 - 個別争点ではどちらのサイドの主張が妥当か
 - 結局プラン前後で何がどう変わるのか
 - プラン前後の変化は良いものか、悪いものか
- ✓ ジャッジが独自に結論を出すとき、介入が起こり、判定のリスクが増す

上手いディベーターに 共通する特質

- 判定の各ステップごとにジャッジを捉えるフックがある
 - 例えば…
 - 争点形成：「この論点を重視して考えるべきです」
 - 個別争点：「この点で我々の主張が勝っています」
 - プラン前後：「結局、この部分は必ず変化します」
 - 価値判断：「我々の価値を重視すべきです」
- ✓ ジャッジが判定に悩むステップに寄り添い、判定の道筋を提供している

編成論議

強い議論とは

- 判定の各ステップにおいて、ジャッジの判断を誘導することができる議論
 - つまり…
 - なぜある争点を判定で重視すべきか（あるいは、判定から除外すべきか）明示されている
 - なぜある争点では自分たちの議論を優先すべきか明示されている

✓ 出しっぱなしで終わらせず「それがどうしたの？」を言い切る！

争点形成

- × 勝敗に意味のある議論を残そう。勝敗に意味の無い議論はどんどん消そう。
- 大切にしている問い
 - 「その議論、100%残ったとして投票変わりますか？」
 - 「なぜそのエビデンスを読むのですか？」

争点形成

ヘイトスピーチ論題肯定側の主張：

「表現の自由が萎縮するという主張があるが、最高裁が判例によって介入の範囲を明確にしていくので、デメリットは発生しない」

争点形成

否定側として、次の資料をどのように活用するか？

考えるべきポイント：

- ✓ なぜこのエビデンスを引用するのか（争点の明示）
- ✓ どうしてこのエビデンスが採用されると肯定側の主張が覆るのか？

日弁連 2009年

しかし、最高裁判所は、表現の自由が問題となる事案について厳格な審査をせず、近時の自衛隊官舎へのビラ入れの事案においても有罪の判断をしたことは前述のとおりである。最高裁判所は、国家公務員による政治活動の制限に関しても、また、選挙運動に関する戸別訪問の禁止や集会の自由を規制する条例についても、極めて緩やかに規制の合憲性を認めている。このような解釈が続けられる限り、「憲法の番人」として、特に表現の自由の規制に対して厳格に審査しなければならない裁判所の役割は到底果たされないものと評価せざるを得ない

争点形成

1) 肯定側が広範な言論の萎縮が起きないと言っているのは、あくまでヘイトスピーチとなるような言論の対象が限定していくということが前提でした。

2) 日本では、表現の自由を制限するような方向に判例が偏る可能性が高いです。現に日本の最高裁判例では、公共の福祉という非常にあいまいな概念によって安易に表現規制に値するような判決を出してきたからです。

Evi : 日本の最高裁に関する証拠資料

3) 「この表現は差別にあたる/あたらない」といった明確な基準ができるとは考えにくいですし、仮にできたとしても、過度に表現を萎縮させるようなものになることが予測できます。ですから、肯定側の主張するような、ヘイトスピーチから表現の自由を守る役目を果たせるとは考えられません。

争点形成

争点の明示。相手の理由付けが判例の収束であることを確認。

1) 肯定側が広範な言論の萎縮が起きないと言っているのは、あくまでヘイトスピーチとなるような言論の対象が限定していくということが前提でした。

2) 日本では、表現の自由を制限するような方向に判例が偏る可能性が高いです。現に日本の最高裁判例では、公共の福祉という非常にあいまいな概念によって安易に表現規制に値するような判決を出してきたからです。

Evi : 日本の最高裁に関する証拠資料

3) 「この表現は差別にあたる/あたらない」といった明確な基準ができるとは考えにくいですし、仮にできたとしても、過度に表現を萎縮させるようなものになることが予測できます。ですから、肯定側の主張するような、ヘイトスピーチから表現の自由を守る役目を果たせるとは考えられません。

争点形成

争点の明示。相手の理由付けが判例の収束であることを確認。

1) 肯定側が広範な言論の萎縮が起きないと言っているのは、あくまでヘイトスピーチとなるような言論の対象が限定していくということが前提でした。

2) 日本では、表現の自由を制限するような方向に判例が偏る可能性が高いです。現に日本の最高裁判い概念によって安易に表現規Evi : 日本最高裁に関する証拠資料

エビデンスの解釈を明示。資料をどのように理解すべきかを提案。

いまから

3) 「この表現は差別にあたる/あたらない」といった明確な基準ができるとは考えにくいですし、仮にできたとしても、過度に表現を萎縮させるようなものになることが予測できます。ですから、肯定側の主張するような、ヘイトスピーチから表現の自由を守る役目を果たせるとは考えられません。

争点形成

争点の明示。相手の理由付けが判例の収束であることを確認。

1) 肯定側が広範な言論の萎縮が起きないと言っているのは、あくまでヘイトスピーチとなるような言論の対象が限定していくということが前提でした。

2) 日本では、表現の自由を制限する方向に判例が傾く可能性が高いです。現に日本の最高裁判所がエビデンスの解釈を明示。資料をどこからいまいかな概念によって安易に表現規制のように理解すべきかを提案。から

でこの争点の結論がディベート全体にどのような影響を与えるか（争点が全体の結論に与える影響を明示）。

3) 「この表現は差別にあたる/あたらない」といった明確な基準ができるとは考えにくいですし、仮にできたとしても、過度に表現を萎縮させるようなものになることが予測できます。ですから、肯定側の主張するような、ヘイトスピーチから表現の自由を守る役目を果たせるとは考えられません。

争点形成

1) 肯定側が広範な言論の萎縮が起きないと言っているのは、あくまでヘイトスピーチとなるような言論の対象が限定していくということが前提でした。

2) 日本では、表現の自由を制限するような方向に判例が偏る可能性が高いです。現に日本の最高裁判例では、公共の福祉という非常にあいまいな概念によって安易に表現規制に値するような判決を出してきたからです。

Evi : 日本の最高裁に関する証拠資料

3) 「この表現は差別にあたる/あたらない」といった明確な基準ができるとは考えにくいですし、仮にできたとしても、過度に表現を萎縮させるようなものになることが予測できます。ですから、肯定側の主張するような、ヘイトスピーチから表現の自由を守る役目を果たせるとは考えられません。

個別争点内で優劣をつける

× 主に生じるのは「逆の結論をどう整理するか」。

■ 考えるべきポイント

- その争点の中でも特に重視すべきポイントは何か？
- 争点に勝っていることが、結論としてどのような影響を与えるのか？

個別争点で優劣をつける

大阪大学大学院、奥平、2008年。

「Autor (2003) は、アメリカの解雇自由原則に対する随意雇用契約の例外規定が州によって異なる時期に認められたことを利用し、裁判所によって課せられる解雇規制が労働市場に与える影響を分析している。その結果、例外を認める判決が出ると、雇用率が一時的に減少したり、例外規定の対象とならない派遣労働者が増加することが示された。国際比較分析の結論が不透明だったのに対し、国内のデータを用いた分析の大半は解雇規制の強化が雇用率を低下させ、勤続年数や雇用からの流出入数を増加させるという推定結果を示している。

「以上のような国際比較分析の問題点を踏まえて、最近では規制の国内変動を利用した研究が増えている。

個別争点で優劣をつける

大阪大学大学院、奥平、2008。

「同様に、失業率・長期失業率に対する解雇規制の影響についても一定の結論を得ることはできない。Heckman and Pages・Serra（2004）は、こうした国際比較分析の結果の不安定性は、解雇規制変数の定義や国内の規制変動の少なさから生じるものだと指摘する。」終わり。

朝日新聞、2013年10月19日。

「ILOの調査で、ユーロ圏17カ国のうち、13カ国が08～12年に解雇規制の緩和を実施。[中略]だが、トレス氏は「緩和が間違っていたとまでは言い切れないが、緩和のタイミングは正しくなかった」と指摘。景気の停滞で企業が新規雇用する余力が生まれず、解雇だけが進んだ。スペインでは25%を超える失業率を記録。」終わり。

個別争点で優劣をつける

大阪大学大学院、奥平、2008年。

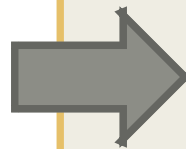
「彼らは自身の研究では、Heckman and Pages-Serra (2000) で得られた結果が分析対象国を増やすことや規制変数の分解等に対して脆弱であることを示し、国内データや企業レベルのマイクロデータを用いた分析を行う必要性を強調した。」終わり。

さらに・・・否定側のエビデンスが同様の出典であることを指摘。

個別争点で優劣をつける

■ メリット概要

- ✓ 主張：解雇規制を緩和することで雇用が増加する。
- ✓ 根拠：アメリカ・インド・日本での国内に着目した実証分析を提出。
- ✓ 追加の根拠：「国際比較ではなく、国内比較の結果を重視すべき」という資料を追加



■ デメリット概要

- ✓ 主張：解雇規制を緩和することで雇用は増えず、減少する。
- ✓ 根拠根拠として、OECD諸国の国際比較データを提出。
- ✓ 重視すべき争点：実証分析の方法
- ✓ 争点での勝敗：国内比較を行う肯定側に有利

プラン前後の差の見積もり

× プラン前後の差は、アドリブでは語れない。

■ 重要なポイント

- 相手の主張も加味した上で、自分たちに有利な世界が描けているか？
- 争点選択、個別争点の有利・不利も加味した上であらかじめ落としどころを決めておく

プラン前後の差の見積もり

京都大学特任准教授、瀧本哲史、2013年。

「一方で、世界市場を見てみると、あらゆる業界が激化し、産業の浮き沈みのサイクル、ビジネスモデルの耐用年数が、どんどん短くなっている。かつて『日経ビジネス』が「企業の寿命30年」という特集を組み話題になったが、今では一世を風靡したビジネスモデルが3年、いや1年と持たないことも珍しくない。この企業の栄枯盛衰のサイクルが極端に短期化したことによって、ひとり人間が生きるために働く40年ほどの現役生活において、ずっと同じ会社で同じ職種を続けることはほとんど不可能になってしまっている。商品だけでなく、「人間のコモディティ化」がはじまっているのだ。」終わり。

プラン前後の差の見積もり

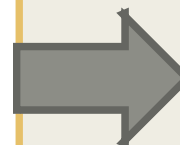
内閣府、2013年から。

「2012年の一年間に10,633社の倒産が観測されたが、平均的な業歴は25年程度であった。なお、同年の法人企業数は110万社程度、会社都合の失業者数は102万人であった。倒産せずに廃業する企業もあることから、廃業率によって企業が40年間生き残る平均的な残存確率を機械的に求めると、2000年代平均で24%である。したがって、40年以上の長期に渡って働き続けるということは、一度や二度の転職は当然発生し得ることであり、そうしたことを前提に社会の仕組みを作り上げていくことが、雇用安定化の鍵となるだろう。」 終わり。

プラン前後の差の見積もり

■ メリット概要

- ✓ メリット：解雇規制を緩和することで雇用が増加する。
- ✓ 比較用の議論：現状のままでは企業の効率化が進まず、より多くの失業が発生する可能性がある。



■ デメリット概要

- ✓ デメリット：解雇規制を緩和することで雇用は減少する。
- ✓ 雇用量で決着がつかない場合を考慮し、現状のシステムそのものを攻撃。

価値判断

- × 本当の価値判断になると、結論を制御することは非常に困難
 - なので・・・
 - 「この論題では、Aという価値よりもBという価値を重視して判断すべき」
 - そもそも、価値判断の手前で議論を決着させる

価値判断

京都大学大学院法学研究科助教授 土井真一 1996年

「人々が国家という共同体を形成し、その法を定めるに際して、一人ひとりの人間を人格として承認すべきであると考えた人格的自律権論は、共同体の構成員が相互にその存在意義を承認し、自律的存在として「共に生きていく」ことを求めるものと理解することができる。自らの命を絶つことが、絶対的な「罪」あるいは「悪」であると断じているわけではない。我々が、自らの命を絶とうとする者に対して、あなたは生きるに値するということを、あるいはあなたと共に生きたいという意思を法を通じて維持するか否かという点を問題にすることが許されるのではないだろうか。いかなる人生が幸福な人生かを問うているのではない。問われているのは、人生はそもそも生きるに値するかということである。このように考えるとき、自殺を憲法上の権利として承認することは適切ではない。自らの存在意義に対する否定的評価を前提にして、自己の生命及び身体に対する重大かつ不可逆的な侵害を直接的にもたらす行為については、それ自体を憲法上の権利として類型化すべきではない。」

価値判断

■ メリット概要

- ✓ 事実：安楽死を行うことで、苦しみから解放される。
- ✓ 価値：本来医療は人々の幸せに仕えるためにあり、本人の自己決定を重視すべきである。

- ✓ (成功しているかは別にして) 肯定側の理由付けを先読みして価値判断ルールを準備

■ デメリット概要

- ✓ 事実：安楽死が法制化されると、周囲の圧力から、意に反して安楽死を行う（＝強制的に安楽死させられる）人が出る。
- ✓ 価値：本来国や法は人々を生かすためにあるもので、生きようとする人の意思は死のうとする人の意思より優先的に守られる必要がある

